

## 施工体制台帳の作成等に関する改正について

平成 26 年 6 月 4 日に公布の「建設業法等の一部を改正する法律」により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されます。

これまで、下請契約の請負代金額が 3,000 万円以上（建築一式 4,500 万円以上）の場合に、施工体制台帳の作成及び提出を求めていましたが、公共工事においては、受注者が下請契約を締結したすべての工事で施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが義務付けられます。

さらに、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」により、「建設業法施行規則」が改正され、施工体制台帳への記載事項として、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加されます。

これらの改正は、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結した工事から適用となりますので、ご留意いただくようお願いいたします。

また、施工体制台帳の作成が必要となる工事においては、これまでと同様に施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しの提出が必要となります。

## 公共工事における施工体制台帳の作成・提出について 改正法における措置（平成 27 年 4 月 1 日施行）

近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。

- ① 作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け  
（民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。）
- ② 施工体制台帳は、**下請契約を締結する全ての工事**について作成等を義務付け

※ 国土交通省 HP : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000180.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html)